

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念に掲げた使命である「最高の品質で社会に貢献」を具現化するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと認識し、経営の質の向上と意思決定の透明化を図ることは絶対的に不可欠であると考え、その強化に継続的に取り組んでおります。その考え方下、「職務権限規程」によって定められた責任及び権限並びに「方針管理規程」に従って、公正かつ透明な意思決定及び経営方針の展開や伝達を行うことで、経営執行組織全体の行動を統治しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社では、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を含め、基本原則・原則・補充原則すべてに対する当社の取り組み状況や取り組み方針について、コーポレートガバナンス・コードに関するレポート(日本語版・英語版)として、次の当社ホームページに最新及び過去のレポートを記載しております。

<https://www.bridgestone.co.jp/corporate/manage/governance/index.html>

2023年3月31日付東京証券取引所からの開示要請である「資本コストや株価を意識した経営の実施状況」および「株主との対話の実施状況」については、それぞれ以下の当社WEBサイトにて開示しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】【アップデート日付:2025/01/31】

https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/integrated_report/pdf/2024/ir2024_spread.pdf#page=16

https://www.bridgestone.com/ir/library/integrated_report/pdf/2024/ir2024_spread.pdf#page=16

【株主との対話の実施状況等】【英文開示有り】【アップデート日付:2025/01/31】

https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/integrated_report/pdf/2024/ir2024_spread.pdf#page=47

https://www.bridgestone.com/ir/library/integrated_report/pdf/2024/ir2024_spread.pdf#page=47

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	105,671,300	15.43
公益財団法人石橋財団	76,693,430	11.20
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	38,923,139	5.69
石橋 寛	21,000,000	3.07
SMBC日興証券株式会社	16,933,977	2.47
株式会社永坂産業	16,325,170	2.38
日本生命保険相互会社	13,218,141	1.93
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	11,770,305	1.72
日本証券金融株式会社	10,933,300	1.60
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,145,804	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム、福岡 既存市場
決算期	12月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	12名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	8名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	8名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
デイヴィス・スコット (Scott Trevor Davis)	学者													
翁 百合	他の会社の出身者													
増田 健一	弁護士													
山本 謙三	他の会社の出身者													
柴 洋二郎	他の会社の出身者													
鈴木 洋子	弁護士													
小林 柚香里	他の会社の出身者													
中嶋 康博	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
デイヴィス・スコット (Scott Trevor Davis)						<p>デイヴィス・スコット氏は社会学・国際経営学に関する高い学術知識や国内外におけるサステナビリティやESGに関する豊富な見識を有しております。当社社外取締役就任以降、ガバナンス・コンプライアンス・組織人事戦略の観点を含めて取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。その間の社外取締役としての豊富な経験を踏まえ、2021年以降、当社で初めてとなる独立社外取締役の取締役会議長として、取締役会の適切な議題設定・審議の一層の充実等に主導的かつ非常に重要な役割を果たしております。さらに、指名委員及び報酬委員として活発な審議に参画すると共に、ガバナンス委員長として取締役会の実効性を含むガバナンス体制の更なる向上に向けた議論に主導的な役割を果たしております。また、取締役会議長として投資家・アナリストとの対話への積極的参画等、ステークホルダーの期待に応えられる取締役会の効率的・効果的運営の向上に大いに貢献しております。2024年中期事業計画の執行・監督に必要なガバナンス体制の構築・推進が一層求められており、上記の経験、知見及び職務実績を踏まえ、それに必要不可欠な社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。デイヴィス・スコット氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
翁百合						<p>翁百合氏は金融システム及び金融行政に関する豊富な研究経験や経済及び金融情勢に関する高い見識を有しております。当社社外取締役就任以降、サステナビリティ・資本政策、政策動向を含む幅広い観点から取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。2016年に当社が指名委員会等設置会社へと大きくガバナンス組織体制を移行すると同時に報酬委員長に就任し、それ以降、当社の経営戦略及び事業戦略の実現に寄与するための、より適切なインセンティブ効果が期待できる報酬設計等の検討・策定・検証に主導的かつ非常に重要な役割を果たすと共に、指名委員として取締役及び執行役のサクセッションプランニングにおいても活発な審議に参画しております。</p> <p>これらの経験、知見及び職務実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たすことが期待されるため、社外取締役として適任であると判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。翁百合氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>

増田 健一				<p>増田健一氏はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナーであり、当社は同事務所に対し、知的財産権関連等の法律相談を依頼し、その弁護士報酬として2023年は合計約4.7百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務のいずれにも関与しておりません。</p>	<p>増田健一氏は国内外の法律事務所において弁護士としての豊富な実務経験、法科大学院教育で会社法を担当するなどの専門性を有しております。当社社外取締役就任以降、グローバル経験に基づく法務・リスク管理分野のみならず株主還元や組織戦略を含む幅広い観点から取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。当社が2020年に現執行体制へと移行した後の2021年に指名委員長に就任し、当社での豊富な経験を踏まえ、それ以降、取締役会の人財ポートフォリオの検証、社内・社外取締役及び執行役のサクセッションプランニング等に精力的に取り組み、経営執行体制の強化とその監督の強化に主導的かつ非常に重要な役割を果たしております。また、報酬委員としても活発な審議に参画すると共に、コンプライアンス委員長として、コンプライアンス体制の検証及び更なる向上に向けた議論に主導的な役割を果たしております。2024年中期事業計画の執行・監督に必要な取締役会構成を検討する役割が一層求められており、上記の経験、知見及び職務実績を踏まえ、それに必要不可欠な社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです）。増田健一氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
山本 謙三					<p>山本謙三氏は金融市場・金融システムに関する豊富な知識、企業経営及びリスク管理に関する高い見識を有しております。当社社外取締役就任以降、世界情勢を踏まえた企業経営・リスク管理や人的資本向上の観点から取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。2018年以降は監査委員長としてグローバルな監査体制の強化等を進め、さらに2023年には諸外国における監査法人のローテーション制度を踏まえた会計監査人交代についても、主導的かつ非常に重要な役割を果たしてまいりました。これらの経験、知見及び職務実績を踏まえ、より一層多角的な視点からの貢献が期待されるため、社外取締役として適任であると判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです）。山本謙三氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>

柴 洋二郎						<p>柴洋二郎氏は金融業界やエンターテインメントビジネス業界での豊富な企業経営経験により、高い見識に基づく顧客視点からの価値創造・ビジネス構築への知見を有しております。当社社外取締役就任以降、組織戦略が現物現場に根差したオペレーションの実効性に繋がっているか等の観点からも取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、監査委員として活発な審議に参画し効率・効果の側面を意識したグローバルな監査体制の強化等を推進しております。これらの経験、知見及び職務実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たすことが期待されるため、社外取締役として適任であると判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです）。柴洋二郎氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
鈴木 洋子						<p>鈴木洋子氏は弁護士としての高い専門性を有すると共に、他会社・各種法人の社外監査役や監事としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社社外取締役就任以降、リスク管理分野のみならず、ダイバーシティやエンゲージメントを意識した人的創造性向上の観点からも取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、監査委員として活発な審議に参画しグローバルな監査体制の強化等を推進しております。これらの経験、知見及び職務実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たすことが期待されるため、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです）。鈴木洋子氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
小林 柚香里					<p>小林柚香里氏は2018年7月までマーサー・ジャパン株式会社のCOOであり、当社は同社に対し、人財投資施策等に関するコンサルティングを依頼し、そのコンサルティング料として2023年は合計約166.6百万円の支払い実績が、また2024年は1月までに合計約19.3百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務のいずれにも関与しておりません。</p> <p>また、小林柚香里氏は2020年11月まで日本マイクロソフト株式会社の執行役員であり、2023年当社は同社に対し、システムサポートサービスを依頼し、その業務委託料として、合計約27.2百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務のいずれにも関与しておりません。</p>	<p>小林柚香里氏はIT業界やコンサルティング業界での豊富な実務経験・経営経験により、デジタル分野や経営戦略に関する高い見識を有しております。昨年の当社社外取締役就任以降、デジタル分野やリスク管理等グローバルな視点における経営戦略の観点からも取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、監査委員として活発な審議に参画し効果的なリスク管理体制をはじめとするグローバルな監査体制の強化等を推進しております。これらの経験、知見及び職務実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たすことが期待されるため、社外取締役として適任であると判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです）。小林柚香里氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>

中嶋 康博				<p>中嶋康博氏は2022年6月までPwCあらた有限責任監査法人((現) PwC Japan有限責任監査法人)の代表社員であり、2023年当社は同監査法人に対し、当社システム監査体制に関するアドバイザー・サービス業務を依頼し、その業務委託料として合計約7.6百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務に関与していません。</p>	<p>中嶋康博氏は公認会計士として会計監査やアドバイザー業務の豊富な実務経験を有すると共に、大学教育にて会計や監査を担当するなどの専門性を有しております。昨年当社の社外取締役就任以降、財務・会計分野のみならずグローバルな視点における経営戦略の観点からも取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、監査委員として活発な審議に参画し、2023年より会計監査人となった監査法人との連携を含めグローバルな監査体制の強化等を推進しております。これらの経験、知見及び職務実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たすことが期待されるため、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。中嶋康博氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
-------	--	--	--	--	---

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	0	4	社外取締役
報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査委員会	6	2	2	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 [更新](#) 7名

兼任状況 [更新](#)

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
石橋 秀一	あり	あり	×	×	なし
田村 亘之	あり	なし	×	×	なし
スコット・デイモン (Scott Damon)	なし	なし	×	×	なし
森田 泰博	あり	なし	×	×	なし
坂野 真人	なし	なし	×	×	なし
エミリオ・ティベリオ (Emilio Tiberio)	なし	なし	×	×	なし
草野 智弘	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助するために、監査担当専任の統括部門長を配置し、その指揮下に、監査委員会の監査を補助する専任部署を設置しております。当該監査担当専任の統括部門長の選任・交代については、監査委員会の同意を経て決定しており、当該統括部門長の評価についても、監査委員会の評価を踏まえて決定することとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会、会計監査人、経営監査統括部門及びグループ内部監査組織のそれぞれの間で必要の都度情報交換、意見交換等を行い、連絡を密にすることで、監査の効率と有効性の更なる向上に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

8名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

社外取締役独立性基準

株式会社ブリヂストン(以下「当社」という)は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。
当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役(その候補者も含む。以下同様)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」と総称する)の出身者(注1)
2. 当社の大株主(注2)
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先(注3)
 - (2) 当社グループの主要な借入先(注4)
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
7. 社外役員の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
8. 近親者(注8)が上記1から7までのいずれか(4項及び5項を除き、重要な者(注9)に限る)に該当する者
9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1: 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人(本基準において「業務執行者」と総称する)及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2: 大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3: 主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。なお、当社グループのタイヤ販売先である自動車メーカー並びにタイヤ原材料仕入先である合成ゴムメーカー及びスチールコードメーカーは取引金額にかかわらず主要な取引先とみなす。

注4: 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5: 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから收受している対価(役員報酬を除く)が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が收受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

注6: 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。

当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7: 社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。

注8: 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9: 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以上

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

(業績連動型報酬の導入)

当社は、業績連動型報酬制度を導入しております。

その詳細につきましては、次の当社ホームページに掲載している第105期有価証券報告書「4.コーポレート・ガバナンスの状況等(4) 役員の報酬等」(P.83～94)に記載しております。

<https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/securities/pdf/105.pdf>

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

(個別の執行役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2023年度における当社の取締役15名(内、社外取締役10名)及び執行役5名の報酬の総額は、次の当社ホームページに掲載している第105期有価証券報告書「4.コーポレート・ガバナンスの状況等(4) 役員の報酬等 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の額」(P.83～86)に記載しております。

<https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/securities/pdf/105.pdf>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につきましては、次の当社ホームページに掲載している第105期有価証券報告書「4.コーポレート・ガバナンスの状況等(4) 役員の報酬等」(P.83～94)に記載しております。

<https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/securities/pdf/105.pdf>

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社は、取締役会、指名・報酬・監査の3つの法定委員会及びガバナンス・コンプライアンスの2つの諮問委員会にそれぞれ事務局を設置し、社外取締役の職務執行の全般をサポートしております。

取締役会議案については、必要に応じて社外取締役に対する詳細な事前説明を実施しております。

さらに、情報共有・意見交換を目的とした、取締役会メンバー全員からなる情報共有会や社外取締役及び社内非執行取締役のみの会合も適宜開催しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社は、2019年2月15日をもって相談役制度を廃止しました。また、当社は、代表執行役退任者と競業禁止契約を締結し、その契約対象者をエクスターナル・アドバイザーと称していますが、社内での役割・地位は一切ございません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2016年3月に指名委員会等設置会社へ移行し、その後も継続的にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってきております。その一環として、当社は、2021年3月26日開催の株主総会において定款変更を行い、取締役会長の制度を廃止し、株主総会の議長および取締役会の議長をそれぞれの役割に応じて選定する制度へ変更しております。

この変更により、株主総会の議長については、株主に対して当社経営についての説明を引き続き充実させる観点より、代表執行役の中から取締役会において選定することとし、取締役会の議長については、執行監督機能をより高める観点より、社外取締役を含む取締役の中から取締役会において選定することとしております。

また、株主総会および取締役会を招集する者についても取締役会において選定することを定款に明記しております。

2024年3月26日開催の株主総会においては、社外取締役8名(男性5名・女性3名)を含む取締役12名(男性9名・女性3名)を選任しております。

また、上記定款の定めに従い、取締役会の決議により、株主総会の議長および取締役会の議長並びにそれぞれの会議体を招集する者を選定しております。

また、当社は、定款、取締役会規程及び職務権限規程において、取締役会として決議すべき経営の基本方針及び重要な業務執行等の決定に関する事項を定めており、これらについて、取締役会において慎重な審議の上、意思決定を行っております。

そして、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の適切かつ積極的な職務執行により、取締役会による執行役及び取締役の監督と合わせて、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備・維持しております。指名委員会は、社外取締役4名を委員として構成し、公正かつ透明性のある取締役の選・解任の基準・方針を定め、適切な候補選定を行うとともに、代表執行役について、公正かつ透明性のある継承プランの下、適切な選・解任案を取締役に付議します。監査委員会は、社外取締役4名及び社内非執行取締役2名の計6名を委員として構成し、執行役及び取締役の職務の執行に対する監査等を行っております。なお、監査委員会にて社内非執行取締役2名を常勤の監査委員に選定しております。報酬委員会は、社外取締役4名を委員として構成し、取締役及び執行役の報酬等の内容について審議を行っております。

さらに、当社は、企業統治の透明性をより高めるため、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。これらの取締役会諮問委員会においては、ガバナンス体制及び関連事項並びにコンプライアンス活動全般を審議対象とし、取締役会に答申することとしております。これらの取締役会諮問委員会は、各々社外取締役8名全員を委員として構成し、オブザーバーとして社内非執行取締役の監査委員が参加することとしております。

取締役会・各委員会の構成は次のとおりです。

氏名	役職名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	ガバナンス委員会	コンプライアンス委員会
石橋 秀一	取締役 (社内執行)*	○	—	—	—	—	—
東 正浩	取締役 (社内執行)	○	—	—	—	—	—
デイヴィス・スコット (Scott Trevor Davis)	社外取締役	◎	○	○	—	◎	○
翁 百合	社外取締役	○	○	◎	—	○	○
増田 健一	社外取締役	○	◎	○	—	○	◎
山本 謙三	社外取締役	○	○	○	—	○	○
柴 洋二郎	社外取締役	○	—	—	◎	○	○
鈴木 洋子	社外取締役	○	—	—	○	○	○
小林 柚香里	社外取締役	○	—	—	○	○	○
中嶋 康博	社外取締役	○	—	—	○	○	○
松田 明	取締役 (社内非執行)	○	—	—	○	—	—
吉見 剛志	取締役 (社内非執行)	○	—	—	○	—	—

2024年3月26日現在

(注)○は構成員、◎は機関の長(取締役会議長又は委員長)をそれぞれ示しております。
*は株主総会議長を示しております。

2024年3月26日現在の取締役の当事業年度(2023年1月1日～2023年12月31日)における取締役会及び法定委員会への出席状況は次のとおりです。

氏名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
石橋 秀一	15/15回 (100%)	—	—	—
東 正浩	15/15回 (100%)	—	—	—
デイヴィス・スコット (Scott Trevor Davis)	15/15回 (100%)	18/18回 (100%)	15/15回 (100%)	—
翁 百合	15/15回 (100%)	18/18回 (100%)	15/15回 (100%)	—
増田 健一	15/15回 (100%)	18/18回 (100%)	15/15回 (100%)	—
山本 謙三	15/15回 (100%)	—	—	19/19回 (100%)
柴 洋二郎	15/15回 (100%)	—	—	19/19回 (100%)
鈴木 洋子	15/15回 (100%)	—	—	19/19回 (100%)
小林 柚香里	11/11回 (100%)	—	—	14/14回 (100%)
中嶋 康博	11/11回 (100%)	—	—	14/14回 (100%)
松田 明	11/11回 (100%)	—	—	14/14回 (100%)
吉見 剛志	15/15回 (100%)	—	—	19/19回 (100%)

(注) 小林柚香里、中嶋康博及び松田明は、2023年3月28日開催の第104回定時株主総会において新たに取締役に選任され、また同日監査委員に就任したため、出席対象回数が他の取締役と異なります。

執行部門については、2024年1月より、Global CEOの下、当社グループのビジネスを主に米欧を中心とするBRIDGESTONE WEST、日本・アジアを中心とするBRIDGESTONE EASTの2つのリージョンとして区分しております。2つのリージョンの下に、複数のSBU(戦略的事業ユニット)を設置し、より現場に密着し、課題に深く入り込めるよう、細かく事業エリアとしてブレイクダウンしております。さらに、2025年1月よりシン・グローバル経営体制を進化させ、BRIDGESTONE WEST、BRIDGESTONE EASTの事業責任(Profit & Loss(PL)責任)と、グローバル最適を追求する横串・グローバル最適責任を明確にしGlobal CAO (Chief Administration Officer)・Global CSO (Chief Strategy Officer)、Global CDXO (Chief Digital Transformation Officer)及びGlobal CTO (Chief Technology Officer)を任命し、それぞれが対等の立場で役割責任を果たすことで、「実行と結果に拘る」経営を推進しております。この体制において、管理・ガバナンスを強化し、グローバルで経営・業務品質の向上をさらに追求してまいります。そして、これらのメンバーを中心に構成するGlobal EXCOを当社グループにおける最上位の経営執行会議体として設置し、グローバルな視点から経営戦略やサステナビリティを含む経営課題について議論、審議することにより、当社グループとしてのチェック&バランス機能の強化、意思決定プロセスの透明性の向上を図っております。(Global EXCOメンバーは次頁のとおりです。)

また、執行部門の職務執行状況については、執行部門内における代表執行役への報告体制を整備すると共に、定期的にかつ遅滞なく取締役会へ報告しており、取締役会における審議の充実と、監督機能の実効性確保を図っております。

氏名	役職名
石橋 秀一	Global CEO (代表執行役)
田村 亘之	BRIDGESTONE EAST CEO (代表執行役副社長)
スコット・デーモン (Scott Damon)	BRIDGESTONE WEST CEO (執行役副社長)
森田 泰博	Global CAO・Global CSO (代表執行役副社長)
坂野 真人	Global CTO (執行役副社長)
エミリオ・ティベリオ (Emilio Tiberio)	BRIDGESTONE WEST CTO (執行役専務)
草野 智弘	Global CIO (執行役専務)
アグスティン・ペドロニ (Agustin Pedroni)	BSAPIC Group President (常務役員)
クレイグ・シュナイダー (Craig Schneider)	BRIDGESTONE WEST Retail Group President (常務役員)
クリストファー・ニカストロ (Christopher Nicastro)	BSAM Vice chair of the Board (常務役員) BSAM CLO・CCPO・法務担当 Executive Vice President

2025年2月1日現在

(注)略称の意味は、次のとおりです。

CAO: Chief Administration Officer
CSO: Chief Strategy Officer
CTO: Chief Technology Officer
CIO: Chief Innovation Officer
CLO: Chief Legal Officer
CCPO: Chief Compliance Officer

監査委員会における監査については、監査委員会が定めた監査方針及び監査計画の下、リスク管理を含む業務執行の状況の聴取、経営監査統括部門からの監査報告及び常勤監査委員からの報告等に加え、代表執行役との定例協議において直接の意見交換や提言等を行っております。また、Global EXCO等の重要会議への出席を通じて経営課題や事業の状況を確認すると共に、国内外主要グループ会社及び事業所への往査により、その職務執行状況や内部統制システムの運用状況の監査を行っております。

会計監査に関しては、会計監査人からの監査計画、監査の方法及び結果についての報告及び説明を受け、結果の相当性について検証を行っております。海外の主要なグループ会社を担当する会計監査人とも、当該グループ会社への往査の都度面談し、監査の状況について説明を受けております。常勤監査委員は、上記に加え、監査の実効性の向上を図るため、定例の月次経営執行会議等の重要会議体への出席や内部監査部門と連携して日常的な情報収集活動に努め、監査委員会に報告しております。なお、監査委員中嶋康博は、公認会計士として会計監査やアドバイザリー業務の豊富な実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、常勤監査委員吉見剛志は、当社の経理業務を長年担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査については、当社グループの内部監査組織は、経営監査統括部門及び各SBUに設置されたSBU内部監査部門等から成り立っております。経営監査統括部門は、内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors、以下「IIA」)の基準等に適合した運営に努め、年次監査計画を立案し監査委員会に報告した上で、各機能・事業部門及び国内外グループ会社に対し、主にグループガバナンスや内部統制の有効性等に関する内部監査を実施しております。経営監査統括部門は、監査機能の実効性を確保する観点より、執行部門から独立性を確保し、監査委員会から指示を受け、また、監査委員会へ定期的に、直接報告を行っております。また、デュアルレポートラインとしてGlobal CEOへも定期的に、直接報告を行っております。さらに、経営監査統括部門は、当社グループの内部監査体制の活動を統括し、SBU内部監査部門や国内子会社の内部監査機能等と連携を図り、最適なグループ内部監査体制の構築に向けた活動に取り組んでおります。海外SBU内部監査部門の監査報告と活動報告について、経営監査統括部門は海外SBU内部監査部門との月次会議にてその内容を収集し、定期的に監査委員会に報告しております。海外SBU内部監査部門のうち、BRIDGESTONE WESTに属するBSAM及びBSEMEAの内部監査部門は2024年組織統合を行い、内部監査機能の充実を図っております。2024年12月31日時点での経営監査統括部門の人員は33名であり、海外SBU内部監査部門の人員は約70名であります。経営監査統括部門は2022年に、BSAM内部監査部門は2023年に、それぞれ外部専門機関から、その時点におけるIIAのグローバル内部監査基準に基づく評価を受けております。経営監査統括部門では、毎年、監査品質の自主レビューを行うとともに、国際資格の取得や研修等によって監査人のスキルを高め、先進的な取り組みを行っている他企業の内部監査部門と情報交換を行うなど、監査品質の向上に努め、グループ内部監査部門全体で監査の高度化に取り組んでおります。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人が監査委員会と連携し、適正に監査を実施しております。2023年12月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、田中弘隆氏、丸田健太郎氏、中嶋歩氏の3名であります。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士19名、日本公認会計士協会準会員7名、その他48名であります。なお、有限責任 あずさ監査法人による継続監査期間は2年間であります。

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく当社定款第25条第2項の定めにより、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限定額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業理念の下、「2050年にもサステナブルなソリューションカンパニーとして社会価値・顧客価値を持続的に提供している会社へ」をビジョンに掲げる当社グループにとって、最適なガバナンス体制の構築は最優先課題の一つであり、経営の質の向上と意思決定の透明化を継続的に図ることは絶対的に不可欠であると考えております。このガバナンス体制強化の一環として、内部統制のより一層の強化と、事業環境の変化に先駆けて対応できるサステナブルなソリューションカンパニーへの進化を共に実現していくため、現在の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社の2023年度第105期の定時株主総会についての株主総会資料は、2024年2月26日に当社ホームページ及び東証のウェブサイトにて開示し、2024年3月4日に法定書類を発送しております。いずれも 法定期日より1週間前の開示・発送となっております。今後も早期開示出来るように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は定時株主総会の開催にあたり、決算日程・招集手続き等の諸事情を勘案して開催日を決定しており、2023年度第105期の定時株主総会は2024年3月26日に開催しております。また、開かれた株主総会を目指して当社を正しく理解していただけるような運営に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2003年度第85期の定時株主総会から、インターネットによる議決権行使ができるようにシステムを整備しております。また、2009年度第91期の定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームに加入し、機関投資家向けの環境整備に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年度より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外の機関投資家向けに議決権行使促進サービス会社を通じ、英文の株主総会資料や決算短信などの会社情報を開示し、議決権行使の円滑化を図っております。また、和文の株主総会資料送付のタイミングに合わせて、当社ホームページ等において株主総会資料の英訳を公表しております。
その他	当社ホームページへは招集通知の発送前開示、及び決算短信、有価証券報告書、その他の会社情報等を含めた掲載など、投資家の皆様に有用な情報を開示しております。また、招集通知の電子化や株主総会の模様をインターネットでライブ配信する等サービスの多様化に取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	詳細については、下記の当社ホームページをご参照ください。 https://www.bridgestone.co.jp/ir/management/disclosure/index.html	無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとにリアルタイム配信による決算説明会を開催し、その動画を質疑応答含め日英両言語にてホームページ上で公開しております。説明会の中では、四半期決算発表に加え、Global CEOによる長期戦略アスピレーション(実現したい姿)や中期事業計画、またその進捗の説明を行っております。 https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/strategy/index.html さらにそのフォローアップとして、年に数回、アナリスト向け/機関投資家向けのIRミーティングを開催し、当社戦略の更なるご理解の深化を図っております。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	米・欧・アジアの機関投資家を対象にIRミーティングを開催し、経営環境や業績の状況とともに長期戦略アスピレーション(実現したい姿) / 中期事業計画やその進捗等の説明を行っております。 また、証券会社主催の国内外のカンファレンス等にも積極的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様に当社への理解を深めていただけるよう、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、統合報告書(Bridgestone 3.0 Journey Report)、データブック、中長期事業戦略を含む各種説明会資料、株主総会資料等のIR資料を当社ホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	Global CFO傘下にIR専任部署を設置し、IR活動を推進しております。	
その他	当社への理解を深めていただけるよう、WEBを用いた情報提供にも注力しております。 また、当社のIR情報をメールでお知らせするサービスも行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、あらゆるステークホルダーの立場を尊重し、企業としての責任を果たすための体制づくりに取り組んでおります。その基盤として、創業者が社是として制定した「最高の品質で社会に貢献」という「使命」を果たすため、「誠実協調」「進取独創」「現物現場」「熟慮断行」という4つの「心構え」から構成される企業理念に、「安全宣言」「品質宣言」「環境宣言」を加えた企業理念体系と、企業コミットメント「Bridgestone E8 Commitment」を経営の基本方針とし、さらにこれを支えるグローバル方針類として、「グローバルサステナブル調達ポリシー」、「グローバル人権方針」、及び「行動規範」を制定し、グローバルで展開しております。 当社グループは、グローバル企業として社会からの期待に応え、よりよい社会の実現に貢献していくために、ステークホルダーとの対話を続けながら、ブリヂストンらしい「E」で始まる8つの価値(Energy, Ecology, Efficiency, Extension, Economy, Emotion, Ease, Empowerment)に従業員・社会・パートナー・お客様と共に創出し、持続可能な社会を支えることにコミットしてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は前述の経営の基本方針及びこれを支えるグローバル方針類を整備し、環境保全活動やCSR活動も含めた、サステナビリティに向けた取り組みの更なる展開、浸透、強化に取り組んでおります。 また、ESG(環境、社会、ガバナンス)の観点からもグループ全体で整合の取れた経営を強化すべく、取締役会やGlobal EXCO等において当社の活動を定期的にレビュー及び審議する仕組みを構築しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの活動状況については、各種報告書(有価証券報告書、株主総会招集通知に記載の事業報告、統合報告書(Bridgestone 3.0 Journey Report)など)やホームページにてご報告しております。ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、当社グループやその取り組みに対する理解を促進するとともに、皆様からの意見や評価、期待などを広く収集し事業活動に活かすことで、持続的成長に向けた継続的改善を行っております。引き続き、社会に対する説明責任を果たすと共に、経営の透明性を高め、ステークホルダーの理解と信頼を得たいと考えております。

多様性の尊重に関する取り組みについて

当社グループには、1931年の創業以来、第二の創業と位置付ける1988年の米国ファイアストーン社の買収などを経て、グローバルで多様な人財を受け入れ、多様性を育んできた歴史があります。2020年を初年度とする第三の創業においては、「サステナブルなソリューションカンパニーとして社会価値・顧客価値を持続的に提供している会社へ」をビジョンとして掲げ、変化が常態化する時代においても、人とモノの移動を支え続け、社会やお客様の困りごとに寄り添い、解決することを目指しております。そのビジョンの実現に向けて持続的な価値創造基盤を構築していくためには多様性が不可欠であり、2030年長期戦略アスピレーション(実現したい姿)の中でもDE&I(ダイバーシティ、エクイティ及びインクルージョン)を人的創造性、新たなDNA創造とともに戦略マップ上の「基盤」として位置付けております。当社では、DE&I推進をカルチャーチェンジと連動して推進すべく、専任部署を設置し、全社員対象のeラーニング、全組織長対象のDE&Iマネジメントワークショップ、そして2023年から導入したフェムテック(*1)プログラムなど、様々な取り組みを実施しております。また、従業員が様々なライフステージにおいて安心して仕事ができ、更に能力が十分発揮できるシステムを構築しております。具体的な施策の例としては、男女を問わず活用できる育児・介護との両立や配偶者の転勤等に伴う多様な働き方を支援する制度の導入に加え、女性活躍を推進する上での重要施策のひとつとして、基幹職(*2)としてライン長、スペシャリストへの登用促進に取り組んでおります。

*1:女性(female)と技術(technology)を組み合わせた造語で、女性特有の健康課題をテクノロジーで解決するサービス・プロダクト。

*2:当社の基幹職とは、ライン長(幹部層・管理層)、スペシャリスト、主査等を指す。

<女性活躍推進に向けた取り組み>

2021年には、女性基幹職登用促進プログラムの一つとして、役員や社外の専門家がメンターとなり女性基幹職、そしてその候補者のキャリア形成をサポートするメンター制度を導入しております。更に、当社の各部門において女性基幹職登用・育成計画を設定し、PDC Aサイクルを回して取り組んでおります。加えて、多様な働き方を支援する制度(事業所内保育施設、企業主導型保育園のマッチングサービス、育児休職、介護休職、配偶者の海外転勤へ帯同するための休職等)を導入しております。これらの制度を活用した人数や当社の取り組みの詳細は、当社WEBサイトにて公表しております。

https://www.bridgestone.co.jp/csr/social/human_rights/diversity/

なお、当社グループにおける女性従業員の割合は12.2%であり、マネジメントポジション(管理職及び個人の知見や経験で組織に貢献する、あるいは組織の日々の管理目標を指導する立場である者)の女性比率は16.1%となっております(2023年12月時点)。当社は従来から進めてきた女性活躍推進に関し、2019年に改正された女性活躍推進法を受けて一般事業主行動計画を策定しております。その一つとして、女性基幹職比率を2025年までに7.5%とすることを測定可能な目標として掲げ、取り組みを進めております(2023年12月時点実績:4.3%)。なお、一般事業主行動計画については、関連情報とともに厚生労働省のデータベースにて公表しております。

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=481>

<外国人・中途採用者の採用と登用>

当社グループでは、従業員の国籍や定期採用・中途採用の違いに関係なく、管理職への登用を含め、グローバル全体で多様な人財の育成や積極的な抜擢を進めております。外国人に関しては、当社グループの執行役および主要事業体・機能の責任者で構成する、事業戦略・執行を統括する最高位の会議体であるGlobal Executive Committee (Global EXCO) においては、10名のうち5名が外国籍のメンバーで構成され、経営上の意思決定に当たり、多様な視点・価値観を採り入れることを尊重しております。さらに、Global EXCOの下で、グローバル横串機能として、外国籍メンバーを含むグローバルなメンバーで構成されたコミティ等が活動しております。また、中途採用者に関しては、当社は、事業環境の変化に対応するために高い専門性を持った人財をキャリア(中途)採用しており、年間の定期採用者・キャリア(中途)採用者の人数を当社WEBサイトに掲載しております。

https://www.bridgestone.co.jp/csr/social/human_rights/employment/

<多様な働き方を支援する制度>

当社では、育児・介護支援制度、在宅勤務制度、育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した従業員の再入社や、配偶者の海外転勤へ帯同するための休職制度を導入しております。これらの制度を活用した人数や、当社の取り組みの詳細は、当社WEBサイトにて公表しております。

https://www.bridgestone.co.jp/csr/social/human_rights/diversity/

また、東京都小平市の技術センター・東京ACタイヤ製造所、及び神奈川県横浜市の化工品技術センター・横浜工場に事業所内保育施設を設置、企業主導型保育園のマッチングサービス導入等育児休職からの復職を支援しております。

<多様な人財の活躍に関するその他の取り組み>

当社は、2004年に特例子会社であるブリヂストンチャレンジド(株)を設立し、多くの障害のある人が働くための環境を整備しております。ブリヂストン及び国内グループ会社17社の合計で、2024年12月時点の障がい者雇用率は2.73%となっております。また、性的マイノリティに関する取り組みとしては、任意団体work with PRIDEが策定したLGBTQなど性的マイノリティに関する企業等の取り組みの評価指標である「PRIDE指標」において、2024年11月、2018年より7年連続で、ゴールドを受賞しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホの定めにより求められる内部統制システムの整備について、2021年12月20日開催の取締役会において、次の通りその方針を決議しました。

1. 当社の内部統制システム整備に関する基本的な考え方

当社は、企業理念の「使命」として掲げる「最高の品質で社会に貢献」の下、2020年より「2050年サステナブルなソリューションカンパニーとして社会価値・顧客価値を持続的に提供している会社へ」をビジョンとして掲げ、その実現に向けて経営を進めている。

その一環として、監督と執行の分離、取締役会による執行の監督、及び執行による適切かつ効率的な業務執行の実現を基本的な考え方として維持し、今後更なる内部統制システムの整備を進めていく。

以上のような認識の下、当社取締役会は、本内部統制システム整備方針を定める。

当社取締役会は、本内部統制システム整備方針に基づき、内部統制のより一層の強化と、事業環境の変化に先駆けて対応できるサステナブルなソリューションカンパニーへの進化を共に実現し、経営と執行の効率と効果の両面で更なる最適化を進めるべく、本方針に従った内部統制システムを整備することを代表執行役に委任し、その遂行を監督する。

2. 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

(1) 監査委員会の職務を補助するために、監査担当の専任統括部門長を選任し、その指揮下に監査委員会の補助専任部署を設置する。

監査担当の専任統括部門長の選任・交代について、監査委員会との事前協議及び同意を経た上で決定する。なお、監査委員会からの交代の要請があった場合も同様とする。

監査担当の専任統括部門長の評価について、監査委員会による評価を踏まえて決定する。

(2) 監査委員会が定めた者に対し、監査委員会が定めた事項を、監査委員会へ定期的に又は遅滞なく報告させる。

監査委員会に報告した当社の取締役、執行役、常務役員及び従業員並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いが行われることを禁止する。

(3) 監査委員会の職務の執行について生じる費用等を全額支弁する。

(4) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員が当社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するための機会を確保する。

3. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な事項

(1) 執行役の職務の執行に係る情報を遅滞なく文書化し、適正に保存管理するとともに、重要な職務執行に関する情報については取締役会に遅滞なく報告する。

(2) 損失の危険の管理のため、リスク管理体制を整備する。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会から代表執行役への適切な権限委譲の下、方針の管理と執行内における適切な職務権限の再配分を行う。

(4) 執行役、常務役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス体制、報告体制、反社会的勢力排除に関する体制、及び金融商品取引法第24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」（いわゆるJ-SOX法）に基づくJ-SOX体制を整備する。

(5) 子会社における業務の適正を確保するため、グローバルでの方針の共有と適切な職務権限の再配分、子会社における業務執行状況の当社への報告体制の整備、及びグローバルでの監査を実施する。

子会社のリスク管理体制、コンプライアンス体制、反社会的勢力排除に関する体制、及びJ-SOX体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引関係も含めて一切の関係を遮断すること並びに反社会的勢力及び団体による不当要求を断固拒否することを基本方針としております。

(2) 整備状況

ア. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社グループでは、リスク管理部を不当要求防止グループ統括部署とし、当社主要事業所やグループ会社に不当要求防止総括責任者及び不当要求防止責任者を設置しております。

イ. 外部の専門機関との連携状況

警察及び外部の専門機関と平素より連携を深めつつ、外部機関による教育・研修等に積極的に参加し、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。

ウ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

不当要求防止グループ統括部署や不当要求防止責任者は警察や外部の専門機関等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を収集するとともに、有用な情報は社内にて活用しております。

エ. 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応を記載したマニュアルを作成し、不当要求防止責任者などの関係者に配布しております。

オ. 研修活動の実施状況

当社及びグループ会社の不当要求防止総括責任者などを対象に説明会を実施するなど、反社会的勢力に関する情報を共有しながら、反社会的勢力の不当要求による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

カ. 暴力団排除条項の導入状況

当社及びグループ会社は、当社及びグループ会社が締結する契約書等に暴力団排除条項及び契約締結後に当該取引先が反社会的勢力である又は反社会的勢力と関わりがあると判明した場合、契約を解除する規定を設けるとともに、既存の取引先に対しても、既存契約書へ当該条項の追記又は確認書の取得を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

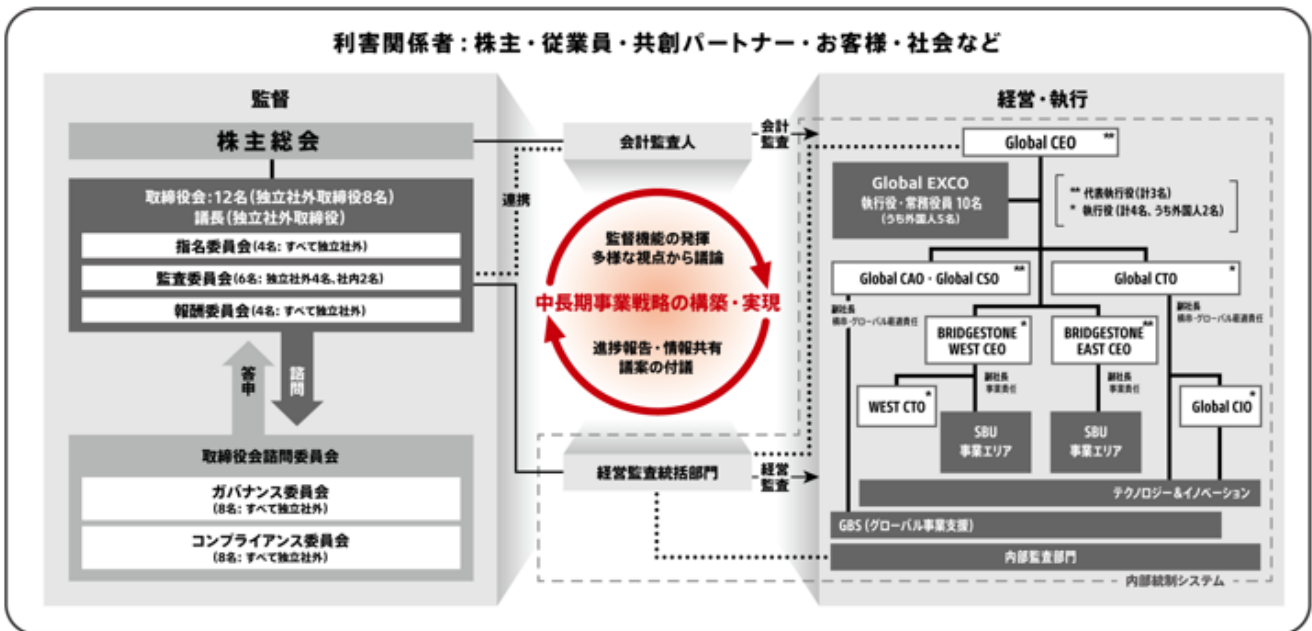
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特になし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



EXCO = Executive Committee
CSO = Chief Strategy Officer
CIO = Chief Innovation Officer
GBS = Global Business Support

CAO = Chief Administration Officer
CTO = Chief Technology Officer
SBU = Strategic Business Unit

2025年2月1日現在

【適時開示の概要】

1. 社内体制の状況

当社は、社内各部門に対する適時開示規則の周知徹底を図るとともに、特に重要な会社情報が集中すると思われる部署間での情報連絡体制を構築し、適時適切な情報開示に努めております。

(1) 決定事実・発生事実

- ① 当社及び当社連結子会社の会社情報のうち、適時開示が必要な「重要な会社情報」に該当する可能性のあるものについては、社内各部門より法務・コンプライアンス・リスク管理部門、IR 部、Global CEO 室・Global 経営戦略部門、グローバル広報部門に通知。
- ② 法務・コンプライアンス・リスク管理部門は、通知された会社情報が適時開示の必要な「重要な会社情報」に該当するか否かを内容から判断の上、判断結果を IR 部に連絡。
- ③ IR 部は、法務・コンプライアンス・リスク管理部門から連絡のあった「重要な会社情報」に該当すると判断された会社情報について、IR を統括する統括部門長（情報取扱責任者）の承認を得て適時開示を実施。
- ④ 法務・コンプライアンス・リスク管理部門、IR 部、Global CEO 室・Global 経営戦略部門、グローバル広報部門は、業務遂行の過程で間接的に「重要事実」に該当する可能性があると思われる会社情報を入手した場合、速やかに相互への連絡を行うとともに、当該情報の主管部署に対して「重要な会社情報」の通知を徹底するよう要請。

(2) 決算情報

- ① 決算に関する情報については、取締役会にて確定次第、IR 部が自部門を統括する統括部門長（情報取扱責任者）の承認を得て適時開示を実施。

【決定事実・発生事実の適時開示手続に係る業務フロー】

